平成２８年（フ）第２３５号
静岡県富士市松岡417番地の３　ラフォーレら202号
債務者　加藤　　舞
1　決定年月日時　平成28年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第２１７号
三重県鈴鹿市国府町4922番地の665
債務者　髙村紀美子
1　決定年月日時　平成28年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第７８号
三重県名張市つつじが丘南６番町99番地14
債務者　多治川雅一
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２８年（フ）第２１３号
兵庫県伊丹市昆陽東３丁目２番７号
債務者　浅田　義明
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第２１４号
兵庫県伊丹市昆陽東３丁目２番７号
債務者　浅田　礼子
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２８年（フ）第４７６号
兵庫県姫路市御国野町御着1070番地１　タウニィ北代Ｂ－102
債務者　轟　　遥
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第２０４号
奈良県北葛城郡上牧町友が丘２丁目９番15号、前住所奈良県北葛城郡上牧町葛城台３丁目１番６号
債務者　増山美由紀
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第２１２号
奈良県大和高田市神楽３丁目１番20―623号サンプラザ神楽
債務者　奥田明日華
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第２２９号
奈良県御所市大字本馬205番地　２―27号、前住所奈良県大和高田市大字市場740番地11　ルミエール２号館206号
債務者　寒川　智巨
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第２３５号
奈良県北葛城郡河合町大字穴闇185番地６
債務者　淺芝　東一
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第１４３号
鳥取県米子市上後藤８丁目１番46号
債務者　荒濵　晴子
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第３２号
島根県鹿足郡津和野町枕瀬278番地、前住所島根県鹿足郡津和野町瀧元895番地
債務者　古川こと山下こと　齋藤さやか
1　決定年月日時　平成28年12月６日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
松江地方裁判所益田支部

平成２８年（フ）第３３号
島根県益田市染羽町２番29号（113）、前住所島根県益田市東町22番14号
債務者　岩城すえの（旧姓原）
1　決定年月日時　平成28年12月６日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
松江地方裁判所益田支部

平成２８年（フ）第６３７号
広島県東広島市西条町土与丸1237番地１　うただアパート１　Ｂ－３号
債務者　木寺　春助
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７４９号
広島県安芸郡熊野町貴船７番１―208号
債務者　浜田　早苗
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７５０号
広島市安佐南区西原８丁目15番29号
債務者　椿　　健雄
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７６１号
広島県安芸郡府中町鶴江１丁目17番18号
債務者　玉村　光枝
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
広島地方裁判所民事第４部